

広 監 第 8 4 号  
令和 5 年 9 月 2 5 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市監査委員 古 川 智 之  
同 井 戸 陽 子  
同 山 本 昌 宏  
同 平 野 太 祐

令和 4 年度決算に係る健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、広島市監査基準に準拠して審査したので、次のとおり意見を提出する。

## 第 1 審査の対象

令和 4 年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 2 審査の期間

令和 5 年 7 月 26 日から同年 9 月 6 日まで

## 第 3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかという観点から審査した。

## 第 4 審査の実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に適合して作成されているかを確認し、証書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして審査した。

## 第 5 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に適合し、かつ、正確であることを認めた。

健全化判断比率及びそれに対する意見は、次に述べるとおりである。

## 1 実質赤字比率

- (1) 実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(注1) 一般会計等とは、一般会計と母子父子寡婦福祉資金貸付、物品調達、公債管理、広島市民球場、用地先行取得、西風新都、市立病院機構資金貸付の7つの特別会計をいう。

(注2) 実質赤字額は、繰上充用額（歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額）並びに支払繰延額及び事業繰越額を合計して算出される。

(注3) 標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算して算出される。

- (2) 実質赤字比率は、令和3年度同様、実質赤字額がないため、算定されなかった。

### 【参 考】

区 分	実質収支額	
	令和4年度	令和3年度
一般会計	億 万 千円 19,099.26	億 万 千円 18,900.49
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計	0
	物品調達特別会計	400.2
	公債管理特別会計	0
	広島市民球場特別会計	0
	用地先行取得特別会計	0
	西風新都特別会計	0
	市立病院機構資金貸付特別会計	0
	(旧)住宅資金貸付特別会計	-
合 計	19,139.28	18,970.38

(注) 住宅資金貸付特別会計は、令和3年度末をもって廃止されている。

## 2 連結実質赤字比率

- (1) 連結実質赤字比率は、全 24 会計のうち、5 つの財産区特別会計を除いた 19 会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- (2) 連結実質赤字比率は、令和 3 年度同様、連結実質赤字額がないため、算定されなかった。

### 【参 考】

区 分		実質収支・資金剰余額	
		令和4年度	令和3年度
		億 万 千円	億 万 千円
一般会計等		19,139.28	18,970.38
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	後期高齢者医療事業特別会計	822.32	843.5
	介護保険事業特別会計	20,508.98	19,135.1
	国民健康保険事業特別会計	8,429.96	17,009.2
	競輪事業特別会計	26,046.18	21,793.4
	駐車場事業特別会計	0	0
公営企業に係る特別会計	法非適用	中央卸売市場事業特別会計	0
		国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	0
		開発事業特別会計	10,520.64
	法適用	水道事業会計	63,817.92
		下水道事業会計	15,126.08
		安芸市民病院事業会計	679.0
合 計		165,090.96	183,327.0

### 3 実質公債費比率

- (1) 実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により3か年平均で算定される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

(3か年平均)

(注) 準元利償還金とは、一般会計等から一般会計等以外の会計への繰出金のうち地方債の償還財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等、地方債の元利償還金に準ずるものをいう。

- (2) 実質公債費比率（令和2年度～令和4年度の各単年度比率の3か年平均）は9.8%であり、本市に適用される早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。なお、令和3年度の比率（令和元年度～令和3年度の各単年度比率の3か年平均）10.9%に比べて1.1ポイント改善している。

- (3) 実質公債費比率（3か年平均）が令和3年度に比べて改善したのは、令和4年度の単年度比率が令和元年度の単年度比率を下回ったことによるものである。

なお、令和4年度の単年度比率についても、令和3年度と比べて1.1ポイント改善している。これは、主に地方債の元利償還金が減少（分子が減少）したことによるものである。

#### 【参 考】

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円
元利償還金 A	408,289.1	489,091.3	506,247.2	575,813.4
準元利償還金 B	507,173.3	475,445.0	452,900.2	437,245.5
特定財源 C	180,348.6	185,025.3	184,732.7	196,087.1
元利・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 D	472,866.1	472,593.2	468,759.5	475,616.6
標準財政規模 E	3429,719.9	3528,974.1	3359,460.3	3280,722.4
実質公債費比率 (単年度比率)	% 8.9	% 10.0	% 10.6	% 12.2

  

区 分	令和4年度	令和3年度	増△減	対前年度 増減率
実質公債費比率 (3か年平均)	% 9.8	% 10.9	△ 1.1	% △ 10.1

(注) 令和4年度、令和3年度の数値(3か年平均の比率)については、国の算出ルールに合わせ、小数点第2位以下を切り捨てている。

#### 4 将来負担比率

- (1) 将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度あるかを示すもので、次の算式により算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - (\text{充当可能基金額 B} + \text{特定財源見込額 C} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F}}$$

(注) 将来負担額とは、一般会計等が将来的に償還すべき地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額（一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額）、退職手当負担見込額、設立法人（地方公社）や第三セクター等に対する負担見込額等をいう。

- (2) 将来負担比率は 164.8% であり、本市に適用される早期健全化基準の 400.0% と比較すると、これを下回っている。なお、令和 3 年度の比率 158.9% に比べて 5.9 ポイント悪化している。
- (3) 将来負担比率が令和 3 年度に比べて悪化したのは、主に臨時財政対策債発行可能額の減等により標準財政規模が減少（分母が減少）したことによるものである。

#### 【参 考】

区 分	令和4年度	令和3年度	増△減	対前年度 増 減 率
	兆 億 万 千円	兆 億 万 千円	億 万 千円	%
将来負担額 A	1,543,987.2	1,510,972.2	329,015.0	2.2
充当可能基金額 B	134,384.4	105,956.8	29,428.6	27.7
特定財源見込額 C	193,740.1	191,738.9	17,001.2	0.9
地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額 D	727,748.0	727,479.7	2,268.3	0.0
標準財政規模 E	342,719.9	352,974.1	△ 99,254.2	△ 2.8
元利・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 F	47,866.1	47,593.2	272.9	0.1
区 分	令和4年度	令和3年度	増△減	対前年度 増 減 率
	%	%		%
将来負担比率	164.8	158.9	5.9	3.7

(注) 令和4年度、令和3年度の数値(比率)については、国の算出ルールに合わせ、小数点第2位以下を切り捨てている。

## 5 意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため算定されていない。

実質公債費比率及び将来負担比率については、令和3年度に比べて、実質公債費比率は改善しているが、将来負担比率は悪化している。なお、いずれの比率も本市に適用される早期健全化基準を下回っている。

今後も厳しい財政状況が予想されるため、「財政運営方針」に沿って、引き続き財政の健全化に努められたい。

### 【参 考】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	本市に適用される 早期健全化基準
		%	%	%	%	%	%
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.25
	連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.25
	実質公債費比率	13.1	12.4	11.7	10.9	9.8	25.0
	将来負担比率	190.4	183.7	174.7	158.9	164.8	400.0

(注1) 健全化判断比率の令和4年度の欄は、市長から審査に付された比率であり、平成30～令和3年度の欄は、各年度決算に係る比率である。

(注2) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「—」は、赤字額がないことを示している。

(注3) 本市に適用される早期健全化基準のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係るものについては、本市の標準財政規模から算出される数値であり、実質公債費比率及び将来負担比率に係るものについては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で指定都市に共通して定められた数値である。

健全化判断比率の対象

会計名			実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率	将来負担 比率	資金不足 比率				
広島市	一般会計等	一般会計	↑	↑	↑	↑					
		母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計									
		物品調達特別会計									
		公債管理特別会計									
		広島市民球場特別会計									
		用地先行取得特別会計									
		西風新都特別会計									
		市立病院機構資金貸付特別会計									
	一般会計等 以外の特別 会計のうち 公営企業に 係る特別会 計以外の特 別会計	後期高齢者医療事業特別会計									
		介護保険事業特別会計									
		国民健康保険事業特別会計									
		競輪事業特別会計									
		駐車場事業特別会計									
	公営企業に 係る特別 会計	法非 適用	中央卸売市場事業特別会計					●			
			国民宿舎湯来ロッジ等特別会計						●		
			開発事業特別会計							●	
		法 適用	水道事業会計								●
			下水道事業会計								
安芸市民病院事業会計			●								
一部事務組合・広域連合 〔安芸地区衛生施設管理組合 広島県後期高齢者医療広域連合など〕											
地方公社・第三セクター等 〔広島高速道路公社 広島高速交通株式会社など〕											

会計ごと  
に比率を  
算定

(注) 「法非適用」とは、地方財政法により特別会計を設けることが義務付けられている公営企業のうち、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する「法適用」企業以外のものである。